



## 保険医療機関及び保険医療養担当規則に基づく院内掲示

|| 当院は、厚生労働大臣の定める基準に基づいて診療を行っている保険医療機関です。

### || 入院基本料に関する事項

あけぼの病院（以下、当院）は、4階病棟において急性期一般入院料4（10：1）の届け出を行っており、入院患者さま10人に対して1人以上の看護職員（うち看護師が7割以上）と、入院患者さん25人に対して1人以上の看護補助者を配置し、5階病棟は、療養病棟入院基本料（1）の届け出を行っており、入院患者さま20人に対して1人以上の看護職員と20人に対して1人以上の看護補助者を配置し、各病棟にて24時間看護を行っています。

### || 入院診療計画、院内感染防止対策、医療安全管理体制、褥瘡対策、栄養管理体制、意思決定支援、身体的拘束最小化について

当院では、入院の際に医師をはじめとする関係職員が共同して、患者さまに関する診療計画を策定し、7日以内に文章によりお渡ししております。また厚生労働大臣が定める院内感染防止対策、医療安全管理体制、褥瘡対策、栄養管理体制、意思決定支援、身体的拘束最小化の基準をみたしております。

### || 届出等による医療について

当院では、以下の施設基準に適合している旨を関東信越厚生局長に届出を行っています。

■基本診療料の施設基準		
一般病棟入院基本料 急性期一般入院料4	地域包括ケア入院医療管理料2	療養病棟入院基本料1
後発医薬品使用体制加算1	医師事務作業補助体制加算1 〓 50対1	患者サポート体制充実加算
医師事務作業補助体制加算1 〇 20対1	療養病棟療養環境加算1	医療安全対策加算2 医療安全対策地域連携加算2
急性期看護補助体制加算25対1 看護補助者5割以上	入院時生活療養(I)	認知症ケア加算3
療養環境加算	入退院支援加算2 〇 (療養病棟入院基本料の場合)	診療録管理体制加算3
入退院支援加算2 イ (一般病棟入院基本料の場合)	救急医療管理加算	データ提出加算1 〇
入院時食事療養(I)	せん妄ハイリスク患者ケア加算	
■特掲診療料の施設基準		
糖尿病合併症管理料	人工腎臓 慢性維持透析を行った場合1	検体検査管理加算I(外来)、II(入院)
薬剤管理指導料	人工腎臓 透析液水質確保加算	時間内歩行試験
肝炎インターフェロン治療計画料	人工腎臓 下肢末梢動脈疾患指導管理加算	持続血糖測定器加算(間歇注入シリンジポンプと連続する持続血糖測定器を用いる場合)及び皮下連続式グルコース測定
院内トリアージ実施料	人工腎臓 導入期加算1	CT撮影(16列以上64列未満)及びMRI撮影(1.5テスラ以上3テスラ未満)
医療機器安全管理料1	エタノールの局所注入(甲状腺、副甲状腺)	運動器リハビリテーション料(II)、初期加算
遺伝学的検査の注1に規定する施設基準	輸血管理料(II)、輸血適正使用加算	脳血管疾患等リハビリテーション料(III)
在宅療養支援病院3	ペースメーカー移植術、ペースメーカー交換術	呼吸器リハビリテーション料(I)
在宅時医学総合管理料及び施設入居時等医学総合管理料	胃瘻造設術(経皮的内視鏡下胃瘻造設術、腹腔鏡下胃瘻造設術を含む)	婦人科特定疾患治療管理料
胃瘻造設時嚥下機能評価加算	脊髄刺激装置植込術及び脊髄刺激装置交換術	二次性骨折予防継続管理料1・2・3
喘息治療管理料	HPV核酸検出及びHPV核酸検出(簡易ジェノタイプ判定)	がん治療連携指導料
下肢創傷処置管理料	看護職員処遇改善評価料	外来・在宅ベースアップ評価料(I)
入院ベースアップ評価料	医療DX推進体制整備加算	慢性腎臓病透析予防指導管理料

- 下肢末梢動脈疾患指導管理加算について

検査の結果説明を行い、同意を得たうえで、専門的な治療体制を有している医療機関と連携を行い、紹介を行っております。

◎町田市民病院

◎大和成和病院

## ||入院時食事療養および入院時生活療養に関する事項

- 入院時食事療養（I）、入院時生活療養（I）について

当院は管理栄養士により、患者様の疾病・病状・年齢等に適切な内容及び栄養量の食事療養を行っております。

- 特別管理給食について

当院は厚生労働大臣が定める基準による特別管理給食を提供しており、管理栄養士によって管理された給食が適時（夕食は午後6時以降）・適温で提供しております。

- 治療食の提供（腎臓病食、糖尿病食等）をしております

- 食堂における食事の提供をしております

- 食事一部負担金について

一般の方 1食 490円

住民税非課税の世帯に属する方 1食 230円

非課税世帯に属する方のうち所得が一定の基準に満たない方など 1食 110円

※負担額を減額するためには認定証の提示が必要となります。詳しくは入院の案内をご覧ください

## ||保険外併用療養費に関する事項

- 特別の療養環境の提供について

当院では、患者さまの希望により以下の特別な療養環境を提供しております。

区分	室料差額（税込）	保有室数	部屋設備内容	場所（部屋番号）
Aタイプ	13,200円	4室 (1人部屋)	シャワー、トイレ、洗面所、収納家具、冷蔵庫、テレビ、床頭台、小机、椅子、セーフティボックス	405、406、505、506
Bタイプ	9,900円	14室 (1人部屋)	シャワー、トイレ（ユニットタイプ）、冷蔵庫、収納家具、テレビ、床頭台、小机、椅子、セーフティボックス	401、410、411、413 415、421、422、501 510、511、513、515 521、522
Cタイプ	3,850円	2室 (4人部屋)	冷蔵庫、テレビ、床頭台、小机、収納家具、セーフティボックス、個別空調	412、423
Dタイプ	2,200円	5室 (4人部屋)	冷蔵庫、テレビ、床頭台、小机、収納家具、セーフティボックス	408、416、420、 507、508

- 入院の期間が180日を超える入院について

当院では、180日以上ご入院の患者様（別に厚生労働大臣が定める状態にある患者様を除く）につきましては、選定療養に係る負担金として、健康保険一部負担金とは別に1日につき2,200円を負担していただきます。

※上記内容についてのご質問は、当院 1階医事課入院係にお尋ねください。

## ||保険外負担に関する事項

- 自費費用について

治療に関する行為については、医療保険に沿ってご請求させていただきますが、下記については別途自費（税込）にてご請求させていただきます。

1. おむつ代、尿とりパッド代
2. 病衣貸与代（手術、検査等を行う場合の病衣貸与を除く）

上記につきましては株式会社柴橋商会に委託しております（別紙ご参照）

- その他、入院生活において個人的に希望された物品の購入代金等

なお、衛生材料等の治療（看護）行為及びそれに関連した「サービス」や「物」についての費用の徴収や「施設管理費」等の曖昧な名目での費用徴収は一切しておりません

## || 各種証明書、診断書の取扱いについて

### ● 各種証明書・診断書等について

1. 病院 1 階 総合受付にお越しいただき、申し込みの手続きをしていただきます。
2. 証明書・診断書等は有料です。
3. 証明書・診断書等の作成には、1～2 週間程度の日数をいただいております。
4. 患者本人でない方の申し込み・受け取りには、ご本人の委任状が必要です。  
（代理人の身分を証明するもの（運転免許証、健康保険証、マイナンバーカードなど）をご持参ください。）

### ● 申込み方法

- 書類申込み用紙に必要事項をご記入ください。
- 受付が済みましたら、申込み控えをお渡しします。受領の際は必ずお持ちください。
- 大切な個人情報です。申込・受取の際は身分確認をさせていただく場合がございますので、ご了承ください。

### ● 受付場所・受渡時間

- 病院 1 階 総合受付にて申込み及び受渡を行っています。
- 月曜日～土曜日（祝日を除く） 午前 9 時から午後 5 時 30 分まで

### ● その他

- お電話でのお問い合わせの際は、患者番号（診察券をご覧ください）をお知らせください。
- お電話での申込みは行っておりませんので、ご了承ください。（[申込み用紙の記入が必要](#)）

● 当院の主な文書料

文書の種類	料 金 (税込)
診断書・証明書 (当病院指定様式)	3,300 円
保険会社等発行の診断書・証明書	5,500 円
保険会社等発行の死亡診断書	5,500 円
身体障害者診断書・意見書	6480 円
自賠償診断書・診療報酬明細書	各 5,500 円
後遺症診断書	6,600 円
通院証明書	3,300 円
領収証明書	1,100 円
その他の文書	5,500 円
介護保険主治医意見書	市町村が負担
<労災保険> 障害(補償)給付請求書 (様式第 10 号、様式第 16 号の 7)	正本 1 部につき 4,000 円
<労災保険> 障害(補償)給付変更請求書 (様式第 11 号)	正本 1 部につき 4,000 円
<労災保険> 遺族(補償)年金の受給に伴って提出する 「障害の状態に関する診断書」(年金通知様式第 7 号)	正本 1 部につき 4,000 円
<労災保険> 介護(補償)支給請求書に添付する診断書 ※障害(補償)年金受給者のみ 傷病(補償)年金受給者はレセプト請求	正本 1 部につき 4,000 円

※死亡時診断書料 (役所提出用) は、死後処置料を含み 21,000 円 (税込) です。

## || 個人情報の取扱いについて

あけぼの病院では、患者さんの人格尊重のもと、個人の権利利益を保護する目的で個人情報（保有個人データ）の開示を行います。また、患者さん個人のプライバシー保護及び診療に支障が生じないことなどを確認したうえで、個人情報（保有個人データ）の開示を行います。

開示を希望される方はあらかじめ、開示請求書の記入と共に、必要書類をご持参のうえ、手続きされますようご案内いたします。

### ● 開示の請求を行うことができる方

原則として、患者本人です。ただし、次のいずれかに該当する場合は、本人以外の方でも開示請求ができます

- 本人に法定代理人がいる場合には、法定代理人。（ただし、満15歳以上の未成年者については、疾病の内容によっては患者本人の同意を必須とします。）
- 診療契約に関する代理権が付与されている任意後見人
- 患者本人から代理権を与えられた親族及びこれに準ずる者
- 患者が成人で判断能力に疑義がある場合は、現実には患者の世話をしている親族及びこれに準ずる者
- 患者が死亡している場合は3親等以内の親族及びこれに準ずる者

### ● 本人確認のための必要書類等

請求する方の本人確認を十分行い、情報漏洩が起こることのないよう、配慮する必要がありますので、次に示す書類の原本の提示をお願いいたします。ただし、主治医等病院職員が本人を確認している場合には上記の書類は必要ありません。

- 運転免許証、旅券（パスポート）、写真の貼付の身分証明書、健康保険被保険者資格証明証、マイナンバーカード等
- 患者が死亡している場合は患者との関係がわかる書類（戸籍謄本等の写し）
- 相談・手続き窓口：[あけぼの病院1階受付](#)  
開示の請求を希望するなど相談したい場合はお尋ねください。

開示の内容、開示希望日時をお聞きし、個人情報開示請求書に必要事項を記載し、手続きをしていただきます。

### ● 開示の決定通知

開示の決定通知は請求を受付けた日の翌日から起算して14日以内に請求者へ通知します。

ただし、やむを得ない理由により期限内に判断が出来ない場合は、請求者に開示の時期が遅延する旨を通知した上で、開示請求を受付けた日の翌日から起算して30日を限度として、その期間を延長する場合がありますので、ご了承ください。

なお、開示の可否は、主治医等の意見を聞き、決定致します。

### ● 開示の制限について

原則として、全ての個人情報（保有個人データ）を開示します。

ただし、次のいずれかに該当する場合は全部または一部を開示ができない場合があります。

#### <開示ができない理由>

- 本人又は第三者の生命、身体又は財産その他の権利利益を害するおそれがある場合。
- 15歳以上の未成年患者さんで意思表示の傷害など合理的判断が困難な場合を除き、親権者からの申請であっても、患者さんが開示を拒否しているとき。
- 当院の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合。
- 法令に違反することになる場合。
- 他の医療機関からの紹介状等で得た情報で、開示の了解が得られなかったとき。



## || 各階の配置について

5F	<療養病棟（501号室～523号室）> ・スタッフステーション ・カンファレンスルーム ・デイスペース ・食堂
4F	<一般病棟（401号室～423号室）> ・スタッフステーション ・カンファレンスルーム ・デイスペース ・食堂
3F	・手術室 ・中央材料室 ・リハビリテーション科（機能訓練室） ・栄養科
2F	・売店 ・ランドリー ・透析室
1F	・総合受付(医事課) ・患者相談窓口 ・地域医療福祉連携室 ・薬局 ・夜間受付窓口 ・外来 ・救急処置室 ・内視鏡室 ・検体検査室 ・生理学検査室 ・X線撮影室 ・CT検査室 ・MRI検査室

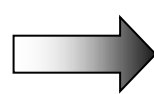
## || 院内トリアージ実施基準

### ● 目的

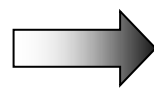
診療前に問診票のチェックを行い、待ち患者さまの病態および緊急性について重症度、感染リスク、受診ニーズを把握したうえで適切にトリアージを行います。

夜間、深夜、休日の救急外来受診の患者さまに対して、患者さま来院後速やかに院内トリアージ実施基準に基づきトリアージを行います。

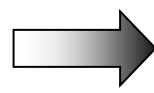
### ● トリアージの判定基準



待合室にて待機可能範囲。  
待ち時間が長い場合は再トリアージを行います。



待合室にて待機可能か否かを医師に報告・相談し決定します。または、診察室に案内し診察まで経過観察を実施します。



直ちに医師へ報告します。  
診察室へ入室していただき、治療及び処置を開始。  
原則、待ち時間なく直ちに診察及び処置を行います。

### ● 手順

1. 受付終了後、待合室で待機していただきます。
2. トリアージ看護師が患者さまの状態を観察し、当院トリアージ基準にそって判定いたします。
3. 専任の医師に報告いたします。

4. 当院トリアージ基準に従って治療及び処置を行います。

● 留意点

1. トリアージ看護師の判断を尊重いたします。
2. 患者さま、ご家族に配慮いたします。

● START 法フローチャートについて

当院では下記 START 法フローチャートを参考に院内トリアージを行います。

